

平成25年7月2日

第2502号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（317・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（318・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による施術者の指定（319・福祉政策課）…………… 1
- 臨時種畜検査による種畜証明書の交付（320・畜産振興課）…………… 2

公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可申請を適当とする旨の決定（北秋田地域振興局農林部）…… 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 2

告 示

秋田県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年7月2日

秋田県知事 佐竹敬久

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|----------------------|----------------|------------|
| 医療法人社団大寿会大友歯科医院 | 湯沢市材木町一丁目2-36 | 平成25年5月31日 |
| 医療法人社団大寿会大友歯科医院小町診療所 | 湯沢市小野字小町76-5 | 平成25年5月31日 |
| 武田歯科医院 | 由利本荘市桶屋町24 | 平成25年5月31日 |
| 医療法人亀谷外科医院 | 仙北郡美郷町野中宇沢田3番地 | 平成25年5月31日 |

秋田県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年7月2日

秋田県知事 佐竹敬久

| 名 称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------|----------------|----------------------|-----------|
| 大友歯科医院 | 湯沢市材木町一丁目2-36 | 歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科 | 平成25年6月1日 |
| 亀谷医院 | 仙北郡美郷町野中宇沢田7番地 | 外科、内科、胃腸内科、整形外科、肛門外科 | 平成25年6月1日 |

秋田県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年7月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 氏 名 | 住 所 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 業務の種類 | 指定年月日 |
|-------|-----|-------------|----------------|------------|------------|
| 上野 仁 | - | 訪問マッサージこころも | 大仙市大曲栄町2-9-202 | あん摩マッサージ指圧 | 平成25年5月22日 |
| 鎌田 英雄 | - | 訪問マッサージこころも | 大仙市大曲栄町2-9-202 | あん摩マッサージ指圧 | 平成25年5月22日 |
| 門井 幹夫 | - | 門井治療院 | 大仙市南外土場46番地 | あん摩マッサージ指圧 | 平成25年6月11日 |

秋田県告示第320号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成25年度臨時種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年7月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 種 畜 証明書 番 号 | 名 前 | 品 種 | 生年月日 | 検 査 成 績 | 飼 養 者 の 住 所 氏 名 |
|---------------------|---|---------------|-----------|------------|--------------------------------------|
| | | | 産 地 | | |
| H25 秋田県臨時 第1号 | シムコ エル ヤツオ 6 748-05 (日豚LL16-A000254) | 豚 ランドレース種 | H24.8.9 | 2 級 | 大館市早口字菅谷地34-2 (株)シムコ 大館GGPセンター |
| | | | 富山県富山市八尾町 | | |
| H25 秋田県臨時 第2号 | シムコ デー ヤツオ 3 176-03 (日豚DD16-A000094) | 豚 デュロック種 | H24.8.9 | 2 級 | 大館市早口字菅谷地34-2 (株)シムコ 大館GGPセンター |
| | | | 富山県富山市八尾町 | | |
| H25 秋田県臨時 第3号 | シムコ デー ヤツオ 6 177-10 (日豚DD16-A000096) | 豚 デュロック種 | H24.8.9 | 2 級 | 大館市早口字菅谷地34-2 (株)シムコ 大館GGPセンター |
| | | | 富山県富山市八尾町 | | |
| H25 秋田県臨時 第4号 | シムコ ダブル ヤツオ 2 726-04 (日豚WW16-A000088) | 豚 大ヨークシャー種 | H24.8.2 | 2 級 | 大館市早口字菅谷地34-2 (株)シムコ 大館GGPセンター |
| | | | 富山県富山市八尾町 | | |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、合川町土地改良区からなされた新たな土地改良事業の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し
- 縦覧期間 平成25年7月3日から同月31日まで
- 縦覧場所 北秋田市役所産業部農林課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更について、平成25年6月25日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

正 誤

平成25年4月26日（第2483号）掲載の秋田県告示第204号の目次の題名
（原稿誤り）

「建設業の許可の取消し（204・北秋田地域振興局建設部）」は、「建設業の許可の取消し（204・北秋田地域振興局総務企画部）」の誤り。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）